

一般社団法人島根県臨床心理士・公認心理師協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人島根県臨床心理士・公認心理師協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は心理臨床の各分野における、専門知識・技術の向上を図り、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）、文部科学大臣及び厚生労働大臣により公認心理師登録簿に登録を受けた公認心理師（以下「公認心理師」という。）の資質の向上に努め、人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 会員の資質・技能向上のための研修会の開催

(2) 会員が本会の運営に関して審議する年次の会合(総会という。)の開催

(3) 会員の身分の安定を図るための諸活動

(4) 会員相互の連携、協力および情報交換、親睦増進のための諸活動

(5) 関連諸団体および諸学会の主催する諸事業についての協力と発展に資するための諸事業

(6) 機関誌、名簿、その他の刊行

(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員 ・ 社 員

(会員)

第5条 当法人の会員は、正会員、準会員、学生会員および特別会員で構成される。

- 2 学生会員および特別会員については、理事会の定める内規によるものとする。
- 3 当法人の会員は、理事会の定める「倫理規程」を順守しなければならない。
- 4 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める社員とする。

（正会員）

第6条 正会員は、島根県内に居住または勤務地を有する臨床心理士および公認心理師で、当法人の目的に賛同し、入会した者とする。

- 2 正会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（準会員）

第7条 準会員は、次のいずれかに該当し、入会したものとする。

- (1) 臨床心理士または公認心理師の資格を有し、他の都道府県臨床心理士または公認心理師の団体に登録している者
 - (2) 臨床心理士の受験資格を有する者
 - (3) その他、現在、心理臨床業務に携わっている者
 - (4) その他、内規により定める者
- 2 準会員となるには、正会員2名の推薦を受け、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 準会員の資格は、理事会で定める所定の期日までに会費を納入することにより、1年間更新することができる。なお、期日までに年会費が支払われず、会費納入の督促にも応じない場合、退会したものとみなす。

（経費等の負担）

第8条 当法人の会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める正会員会費を納入しなければならない。
- 3 準会員は、理事会において別に定める準会員会費を納入しなければならない。
- 4 学生会員は、理事会において別に定める学生会員会費を納入しなければならない。
- 5 特別会員は、経費等の負担をしない。

（退会）

第9条 当法人の会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前

に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の正会員が、次のいずれかに該当したときは、社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な理由のあるとき
- 2 当法人は、除名しようとする正会員に対し、社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 準会員、学生会員および特別会員を除名する場合、第1項および第2項は「社員総会」を「理事会」と読み替えて適用するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 当法人の会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 会費の滞納額が3年分となったとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 総社員の同意があったとき
- 2 当法人の会員が、会員の資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、支払済みの入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、社員総会において社員のうちから定める。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、委任状を会長に提出して、議長を除く会長、他の理事、出席社員を代理人として、議決権を代理行使させることができる。この場合においては前条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上（会長、副会長、事務局長を含む。）
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名を副会長、1名を事務局長とする。
- 3 日本臨床心理士会地方区代議員は、会長が推薦する。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、事務局長は、社員総会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限等)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、その職務を代行す

る。

(事務局)

第25条 当法人は、会長のもとに会務会計を執行し、研修会の準備、通信、会報作成、会計等の事務遂行のため事務局を置く。

- 2 当法人の事務を処理するため、事務局には事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事の重任にかかる上限等は、細則に定める。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事および監事には費用を弁償することができる。

3 前項の費用額は内規により定める。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第42条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）

第44条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

（設立時の役員）

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりと

する。

設立時理事	和 田 葉 子
設立時理事	福 代 健 太
設立時理事	福 間 祐 介

島根県出雲市里方町 8 1 2 番地 1
設立時代表理事 和 田 葉 子

設立時監事 三 鴨 朋 子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 4 8 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	島根県出雲市里方町 8 1 2 番地 1
設立時社員	和 田 葉 子

住 所	島根県隠岐郡隠岐の島町下西 5 6 7 番地 1
設立時社員	福 代 健 太

(細則の改廃)

第 4 9 条 当法人の運営のため、細則、内規を定めることができる。

- 2 会費に関する細則は、社員総会において決議する。
- 3 前項を除く細則、内規は、理事会において決議する。

(法令の準拠)

第 5 0 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人島根県臨床心理士・公認心理師協会設立のため、設立時社員
和田葉子及び福代健太の定款作成代理人司法書士法人成瀬事務所社員成瀬公平は、
電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年11月16日

設立時社員	和田葉子
設立時社員	福代健太

上記設立時社員の定款作成代理人

島根県出雲市今市町南本町21番地3
司法書士法人成瀬事務所
社員 成瀬公平